

ドイツ・会計税務ニュースレター

第13回 税務

EU 理事会がロシアを税に関するブラックリストに登録

2023年4月

はじめに

2024年1月1日以降、ドイツのタックスヘイブン防止法に基づく措置が、ロシアをはじめとする、EU の税に関するブラックリストに新たに掲載された国・地域に適用されることが見込まれます。同地域との取引がある企業は、早期にその影響を確認する必要があります。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集・加筆したものです。原文（ドイツ語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ 2024年1月1日から生じる影響
- ・ 2026年1月1日から生じる影響
- ・ 2027年1月1日から生じる影響
- ・ その他

背景

EU 理事会は 2023 年 2 月 14 日、経済・財務相理事会（ECOFIN：Economic and Financial Affairs Council）を開催し、「税務面で非協力的な国・地域のリスト」を更新しました¹。これにより、付属書 I²（以下「EU ブラックリスト」）に、ロシア、コスタリカ、マーシャル諸島、英領バージン諸島が加えられました。同日時点で EU ブラックリストに掲載されている国・地域は以下の通りです。

アメリカ領サモア、アンギラ、バハマ、イギリス領ヴァージン諸島、コスタリカ、フィジー、グアム、マーシャル諸島、パラオ、パナマ、ロシア、サモア、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島、アメリカ領ヴァージン諸島、バヌアツ

EU ブラックリストは、ドイツの租税回避・不正競争防止法（以下「StAbwG」）の適用に大きく影響します。StAbwG は、租税回避地や租税に関する透明性が欠如していると考えられる国・地域（以下「非協力国」）とのビジネスに制限をかけ、EU 域内及び自国の企業に健全な競争環境を提供する

¹ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/02/14/taxation-british-virgin-islands-costa-rica-marshall-islands-and-russia-added-to-eu-list-of-non-cooperative-jurisdictions-for-tax-purposes/>

² 付属書 I には、税務ガバナンスに関して EU と建設的な対話を行っていない国、または必要な改革を実施するというコミットメントを果たしていない国が含まれる。

ことを目的としますが、同法における非協力国は、通常年に 1 度、EU ブラックリストを参照して決定されるためです。EU ブラックリストは年に 2 回更新することとされており、次回の更新は 2023 年 10 月に予定されています。EU ブラックリストに合わせて、2023 年末までに StAbwG の非協力国リストが更新されると、同法の三段階の適用スケジュール³により、次の措置が有効になります。

2024 年 1 月 1 日から生じる影響

- CFC 課税⁴の厳格化

通常、ドイツの CFC 税制は、その対象を外国子会社の受動的所得に限定していますが、非協力的国に所在する外国子会社については、対象は受動的所得のみではなく、全ての所得に拡大されます。その結果、これらの外国子会社の低税率所得はすべて、ドイツにおいて課税の対象となります。

- 源泉所得税の対象の拡大

ドイツ非居住者が得た以下の所得に対しては、通常ドイツでは課税されませんが、非協力国に居住する法人または個人が得た場合は、ドイツでの源泉所得税が課されます。

- ・ ドイツ居住者に対するサービスの提供
- ・ ドイツ居住者に対する商品販売
- ・ ドイツ国内の登記簿に記載されている知的財産権のライセンス付与または販売
- ・ ドイツ居住者に対する貸付利息

このような取引関係が存在する場合、ドイツ国内の無制限納税者は、支払額の 15.825%（法人所得税 + 連帯付加税）を源泉徴収し、税務当局に納付する必要があります。

- 二重課税協定の非適用

非協力国との間での租税条約上の優遇措置は認められなくなります。例えば、源泉所得税の軽減税率は適用されず、外国支店の所得に対するドイツでの課税は免除されません。

- 税務当局への協力義務の増加

納税者は非協力国に居住する法人または個人との取引について、取引の種類、内容、範囲に関する広範な文書を作成し、その文書を会計年度末から 1 年以内に、要求されなくとも、ドイツの税務当局に提出しなければなりません。

³ StAbwG 第 3 条 2 項参照。

⁴ Controlled Foreign Company Rules。詳細は[第 5 回ニュースレター](#)参照。

2026年1月1日から生じる影響

- 受取配当金やキャピタルゲインに対する課税
受取配当金やキャピタルゲインについて非課税とする法人税法（KStG）第 8b 条の規定、およびこれに相当する租税条約に基づく規定は、非協力国からの配当やキャピタルゲインには適用されません。

2027年1月1日から生じる影響

- 営業経費・所得関連経費の控除禁止
非協力国に所在する個人または企業との取引から生じた費用は、一定の場合を除きドイツ法人の損金に計上することができなくなります。

その他

上記の措置に加え、非協力国に所在する関連会社との取引のうち、ドイツ法人側で損金となるものについては、DAC6 レポート⁵の提出が必要となります。

納税者は非協力国とのビジネス関係があるかどうかを速やかに確認する必要があります。私たちは、貴社の税務上の影響について判断し、どのような対応が可能か、また、どのように対応すべきかをアドバイスさせていただきます。

⁵ EU 指令 2018/922 通称 DAC6 (Directive Administration Cooperation Number6)。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けております。監査・保証業務、移転価格、グローバルタックスマネジメントを含む税制サポート、内部統制、事業戦略コンサルティングなど、貴社のドイツへの進出の程度や事業規模に応じたサービスのご提供が可能です。

ドイツでのビジネスサポートをお探しの日系企業様がありましたら、是非グラントソントン・ドイツ ジャパンデスクにご相談ください。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士 (日本)

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。